

みなと みた

2025 11
No.172

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~12

令和7年度年末年始無災害運動／三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／ちゃんとチェック！最低賃金／令和6年度の東京労働局管内における送検状況／自動車運転手を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況／11月は「過労死等防止啓発月間」です／労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されます！／11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 13~14

最近の雇用失業情勢／求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

協会だより ● 15

2026年新年賀詞交歓会のご案内／新入会員のご紹介／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



令和7年度年末年始無災害運動 「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で55回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和6年の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）による死者数は746人と過去最少だったものの、休業4日以上の死傷者数は135,718人となり、4年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は30.0%となっており依然として増加傾向にある。

本年8月末までの労働災害発生状況をみると、前年同期に比べて休業4日以上の死傷者数は、全体で1.4%減少しているが、依然として増加している業種および事故もある。業種別では、商業で38%、保健衛生業で3.0%増加している。また事故の型別では、「転倒」で6.5%増加しており、死亡災害の事故の型別では「交通事故（道路）」が19.6%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、新年を明るい笑顔でスタートできるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

2 実施期間 令和7年12月1日から令和8年1月15日までとする。

3 運動標語 「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

4 主 唱 者 中央労働災害防止協会

5 後 援 厚生労働省

6 実 施 者 各事業場

7 主唱者の実施事項 (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報 (2) 報道機関等を通じての周知
(3) リーフレット等の制作および配布
(4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底

④ 転倒、墜落・転落、はされ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底

⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底

⑥ 交通労働災害防止対策の推進

⑦ 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり

⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施

⑨ 感染症拡大防止対策の徹底

⑩ 職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進

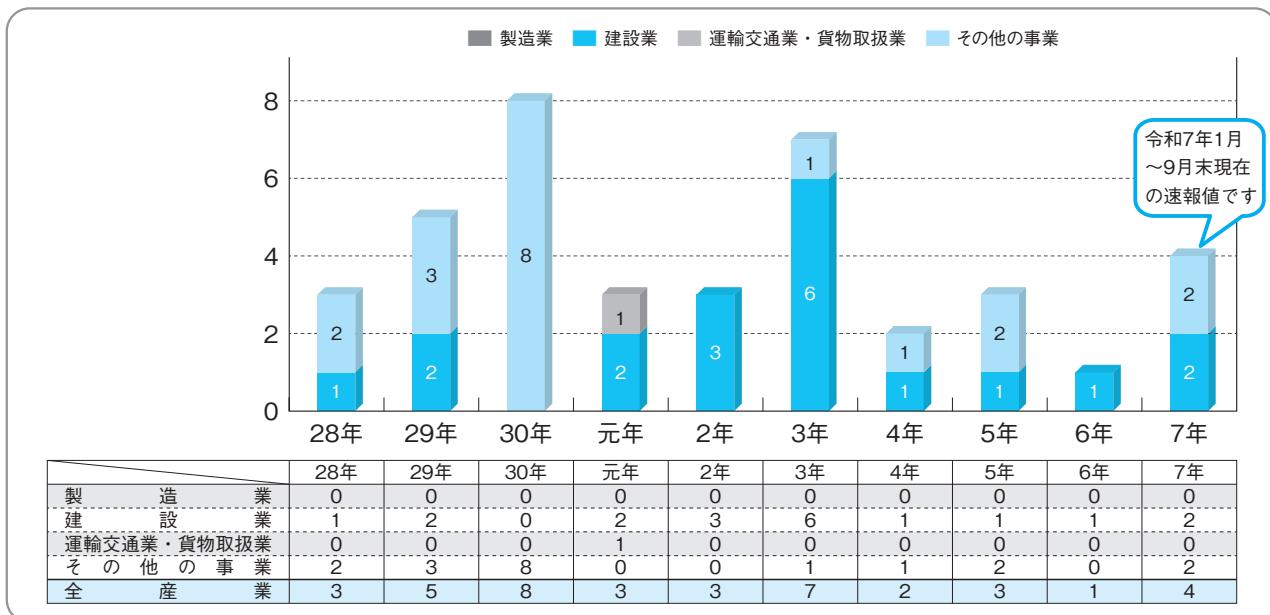
⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進

⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

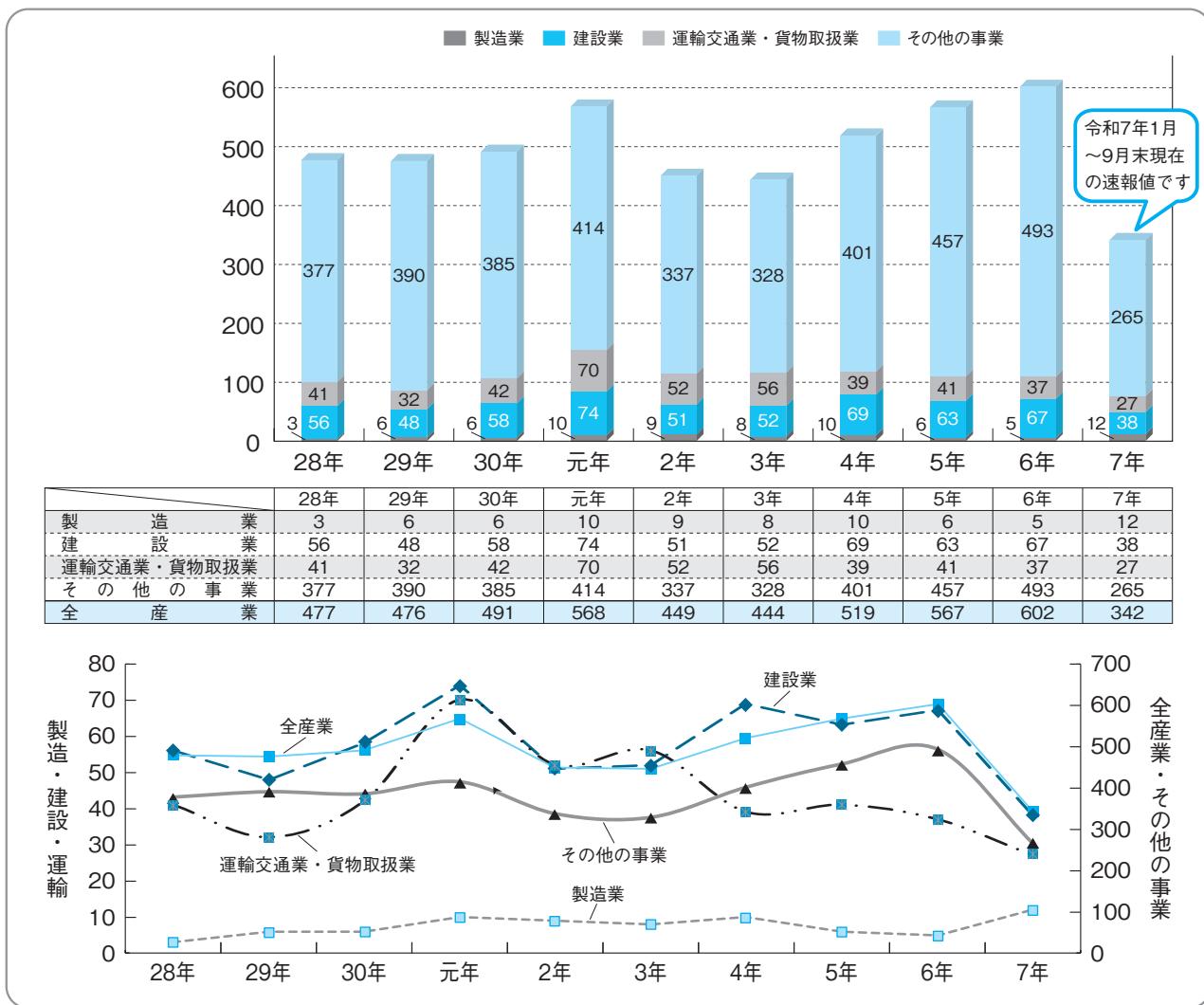
三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

1 死亡災害の推移



2 休業災害の推移（死亡+休業4日以上）



ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ✓

東京都 最低賃金

令和7年
10月3日から
時間額

1,226 前年比 UP 63円 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

[最低賃金 特設サイト](#) [検索](#)

最低賃金に関する
お問い合わせは
東京労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



[東京労働局](#) [検索](#)

賃金引上げ
特設ページ



賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。

[賃金引上げ特設ページ](#) [検索](#)

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



助成金支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援資金 検索

令和6年度の東京労働局管内における送検状況

—危険防止措置に関する件数が最多—

東京労働局は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和6年度の送検状況を以下のとおり取りまとめ、公表しました。

1 概 要

令和6年4月から令和7年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、86件（前年度に比べ35件増）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が31件と最も多く、次いで、賃金・退職金不払に関する違反が11件、労働時間・休日に関する違反が8件となっています。

また、業種別でみると、建設業が28件と最も多く、次いで商業が13件となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反……34件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは34件で、主な送検事項は、賃金・退職金不

払に関する違反が11件、労働時間・休日に関する違反が8件、解雇の予告に関する違反が3件でした。

(2) 労働安全衛生法違反……52件

労働安全衛生法違反により送検したのは52件で、主な送検事項は、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が31件、健康診断の未実施が6件、労災かくしが4件でした。

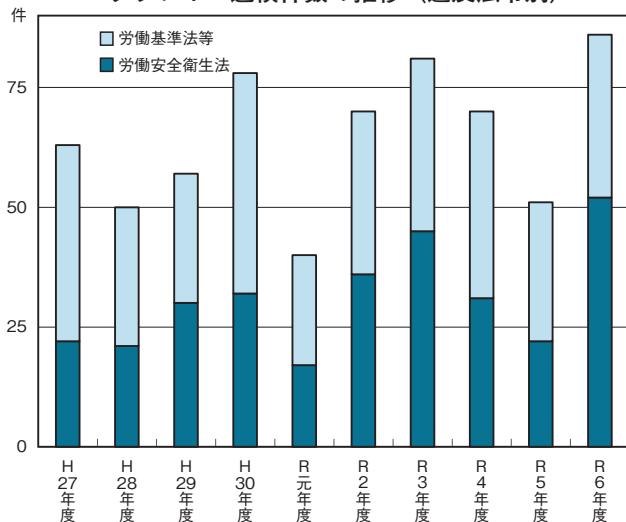
3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、②同種の法違反を繰り返し、違法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、厳正に対処していきます。

表1 過去10年間における送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2
R5年度	29	22	51	9	7	8	5	9	4
R6年度	34	52	86	31	4	11	1	8	5

グラフ1 送検件数の推移（違反法令別）



グラフ2 送検件数の推移（主要違反事項別）

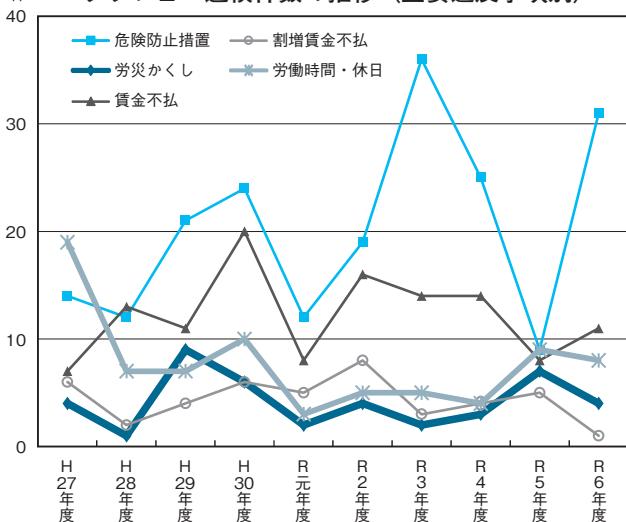


表2 違反法条別の前年度との比較

	令和6年度	令和5年度	増減	構成比 (%)
労働基準法、最低賃金法等関係	34	29	5	39.5%
賃金・退職金不払（第23・24条、最賃法第4条等関係）	11	8	3	12.8%
労働時間・休日（第32・35条、36条、40条）	8	9	▲1	9.3%
解雇の予告（第20条）	3	1	2	3.5%
割増賃金不払（第37条）	1	5	▲4	1.2%
その他	11	6	5	12.8%
労働安全衛生法関係	52	22	30	60.5%
危険防止措置（第20・21条等）	31	9	22	36.0%
健康診断の未実施（第66条）	6		6	7.0%
労災かくし（第100条）	4	7	▲3	4.7%
就業制限（第61条）	3	1	2	3.5%
その他	8	5	3	9.3%
総処理件数	86	51	35	100.0%

表3 業種別

	建設業	商業	製造業	清掃・ と畜業	運輸 交通業	官公署	保健 衛生業	接客 娯楽業	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係		10	5	1	3		2	2	11	34
賃金・退職金不払（第23・24条、最賃法第4条等関係）		5		1	2		1	1	1	11
労働時間・休日（第32・35条、36条、40条）		2	3						3	8
解雇の予告（第20条）					1				2	3
割増賃金不払（第37条）				1						1
その他		3	1				1	1	5	11
労働安全衛生法関係	28	3	6	5	1	4			5	52
危険防止措置（第20・21条等）	20	1	4	5	1					31
健康診断の未実施（第66条）			1			2			3	6
労災かくし（第100条）	3	1								4
就業制限（第61条）	2	1								3
その他	3		1			2			2	8
総処理件数	28	13	11	6	4	4	2	2	16	86
構成比 (%)	32.6%	15.1%	12.8%	7.0%	4.7%	4.7%	2.3%	2.3%	18.6%	100.0%

自動車運転者を使用する事業場に対して 行った令和6年の監督指導、送検等の状況

厚生労働省は、このたび、全国の労働基準監督署等が、令和6年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめましたので、公表しました。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。

【令和6年の監督指導・送検の概要】

■監督指導を実施した事業場は4,328事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、3,532事業場（81.6%）。また、改善基準告示※違反が認められたのは、2,360事業場（54.5%）。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

■主な労働基準関係法令違反事項は、(1)労働時間（42.9%）、(2)割増賃金の支払（22.6%）、(3)労働時間の状況の把握（7.0%）。

■主な改善基準告示違反事項は、(1)最大拘束時間（39.4%）、(2)休息期間（28.4%）、(3)総拘束時間（27.6%）。

■重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは59件。

1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	監督実施事業場数	労働基準関係 法令違反事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金の支払	労働時間の状況の把握
トラック	3,424	2,786 (81.4%)	1,506 (44.0%)	730 (21.3%)	228 (6.7%)
バス	249	193 (77.5%)	94 (37.8%)	48 (19.3%)	13 (5.2%)
ハイヤー・タクシー	319	279 (87.5%)	121 (37.9%)	91 (28.5%)	26 (8.2%)
その他	336	274 (81.5%)	134 (39.9%)	108 (32.1%)	35 (10.4%)
合計	4,328	3,532 (81.6%)	1,855 (42.9%)	977 (22.6%)	302 (7.0%)

(注1)「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（例：自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2)違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数	主な違反事項				
			総拘束時間	最大拘束時間	休息時間	最大運転時間	連続運転時間
トラック	3,424	1,994 (58.2%)	1,034 (30.2%)	1,480 (43.2%)	1,109 (32.4%)	650 (19.0%)	965 (28.2%)
バス	249	128 (51.4%)	66 (26.5%)	67 (26.9%)	37 (14.9%)	29 (11.6%)	35 (14.1%)
ハイヤー・タクシー	319	120 (37.6%)	51 (16.0%)	94 (29.5%)	34 (10.7%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)
その他	336	118 (35.1%)	44 (13.1%)	64 (19.0%)	48 (14.3%)	12 (3.6%)	52 (15.5%)
合計	4,328	2,360 (54.5%)	1,195 (27.6%)	1,705 (39.4%)	1,228 (28.4%)	691 (16.0%)	1,054 (24.4%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息時間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

2 送検状況

令和6年に全国の労働基準監督署等において、自動車運転者に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、59件であった。なお、業種ごとの件数は次のとおりであった。

業種 年	令和4年	令和5年	令和6年
トラック	44	45	42
バス	1	5	5
ハイヤー・タクシー	8	1	5
その他	5	3	7
合計	58	54	59

令和6年の送検事例

▶事例1◀

違法な時間外労働を行わせた疑いで、 トラック事業者を送検

検査経過

- ◆ トラック運転者の脳血管疾患に関する労災請求がなされたことを端緒に トラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施した。
- ◆ 調査の結果、長距離輸送を行っている トラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり98時間、1日7時間）を超えて違法な時間外労働を行わせていたことが発覚した。
- ◆ 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告しており、法違反が繰り返されている実態が認められたため、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び取締役について
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文 → 労働基準法第32条（労働時間）違反

▶事例2◀

トラックの荷台のシート外しの作業中、保護帽を着用させなかった疑いで、 トラック事業者を送検

検査経過

- ◆ 事業者から トラック運転者に係る労働者死傷病報告の提出があり、法違反の疑いがあったことから監督指導を実施した。
- ◆ 調査の結果、最大積載量が14トンの貨物自動車の荷台のシート外し作業を行わせるにあたり、労働安全衛生法により義務付けられた墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用させるなどの措置を講じておらず、その結果、 トラック運転者が荷台から転落して、重篤な後遺障害を引き起こしていたため、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び実行行為者について
最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積むために、荷台のシートを外す作業を行わせるにあたり、墜落による危険を防止するため、保護帽（ヘルメット）を着用させなかったこと。

違反条文 → 労働安全衛生法第20条違反 労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは…

- ① 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ② 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

働くことは、生きること。仕事を、たいせつ。
 でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。
 どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。
 あなたの職場環境のこと、みんなと一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心、全国47都道府県、[参加無料](#) 過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027 [お問い合わせ](#)
46か所で開催しています。

「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ [令和7年11月1日\(土\)に全国一斉の過重労働解消相談ダイヤル](#) ▶ 0120-794-713 [相談無料](#)

厚生労働省 人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省 [詳しい情報や相談窓口はこちら](#)
[厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp) [厚労省 過労死防止](#)

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン

- ・労使の主体的な取組を促します
- ・労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問等を実施します
- ・重点監督を実施します
- ・過重労働相談受付集中期間を設定します
- ・特別労働相談を実施します
- ・過重労働解消のためのセミナーを開催します

改正ポイント
のご案内

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されます！

弊①：労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策の義務化）

- カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

・事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)



弊②：男女雇用機会均等法（いわゆる「就活セクハラ」対策の義務化）

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

・事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)



弊③：女性活躍推進法（情報公表の必須項目の拡大等）

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。**

- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

(施行日：令和8年4月1日)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。

プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

◆改正法に関する詳細等は
東京労働局ホームページをご確認ください



◆東京労働局公式Xでは、
随時最新情報を投稿しています
公式Xのフォローはこちらから ⇒



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 03-3512-1611

改正「〇〇法の件で」とお伝えいただくと、担当者へスマートにお繋ぎすることが可能です

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。 ～働くを守る。暮らしを守る。労働保険～

厚生労働省では労働保険の未手続事業一掃対策を通年おこなう上で、特に11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動など、全国において集中的な適用促進活動を実施します。

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者を一人でも雇っている事業場は労働保険の強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

◎労働者とは？

正社員、パート、アルバイト、スポットワークなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

法人の役員、事業主と同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

◎短時間労働者（パート、アルバイト、スポットワーク等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象になります。

雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

◎成立手続を怠っていると？

- ・遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ・労働災害が生じた場合、労災保険給付の全部又は一部を徴収します。
- ・事業主のための雇用関係助成金が受けられません。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。
労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。
その二つの総称である「労働保険」。
加入手続きはされていますか？

詳しくは厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp> **労働保険**

及び、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。



最近の雇用失業情勢

○令和7年9月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.6%であり、前月と同率となった。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、184万人と前月より5万人増加した。
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より28万人増加し、6,863万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より27万人増加し、6,201万人。
- ☆主な産業別雇用者を前年同月と比べると、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）などが増加している。
- ☆令和7年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.20倍であり、前月と同水準だった。
- ☆令和7年9月の新規求人倍率（季節調整値）は2.14倍であり、前月より0.01ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和7年10月）「景気は、米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
4年度	2.30	3.20	14.76	1.31	1.60	6.89	6,330	8,929
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
6年度	2.26	3.65	16.46	1.25	1.76	7.25	6,381	8,997
7年9月	2.14	3.54	15.30	1.20	1.72	6.58	5,934	8,555

- （注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和7年9月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は350,620人（前年同月比1.1%減）で、4か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は122,882人（前年同月比0.2%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。

一方、有効求職者数は207,818人（前年同月比12%増）で、24か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は33,544人（前年同月比3.6%増）で、7か月連続で前年同月を上回った。

就職件数は5,934件で、前年同月より0.3%増となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,731件（前年同月比1.8%減）、パートは3,203件（前年同月比2.2%増）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株）東京商工リサーチ調べによれば、9月の都内の倒産件数は129件（前年同月比18.9%減）であり、業種別件数では、卸売業（31件）、サービス業（30件）、建設業（16件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel 03-5419-8609 部門コード37#）

ハローワークへ求人を提出される事業主の皆さんへ

求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか?」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

—— 求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には ——

- !**事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。**

実際に相談の
あったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかつた。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくることがあるとの声をいただいています。

—— ハローワークでは、このような対応も可能です！ ——

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

担当者	人事課人事係長 ハシモト ハナコ 橋本 花子 電話番号 99-9999-9876 FAX 99-9999-9870 Eメール XXXXXX@XXXXXX.XX.XX	記載場所の例 内線 ()	記載例① ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り	記載例② 求人掲載の営業はお断り
-----	---	------------------	-----------------------------------	---------------------

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、
担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

協会だより

2026年新年賀詞交歓会のご案内

2026年の新年を迎えるにあたり、恒例の新年賀詞交歓会を1月23日（金）午後5時30分から、オークラ東京 プレスティージタワー7階 メイプルで開催することといたしました。

年始のご多忙の折恐れ入りますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは12月上旬に郵送にてご案内申し上げます。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願ひいたします。

事業場名	所在地	業種
ディーフ株式会社	東京都港区新橋6-9-2	製造業
社会保険労務士法人 橋本事務所	埼玉県久喜市本町3-10-7	社会保険労務士事務所

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

- 無料 雇用環境・均等行政の重点説明会 12月10日（水）オンライン（参加費無料）
- 無料 衛生管理者等支援講習会 2026年1月21日（水）オンライン（参加費無料）

2 協会企画講習会（お申込の状況により中止させて頂く場合がございます）

（1）労務管理関係

- 有料 採用・退職・解雇の法律実務 12月2日（火）
- 有料 シニア人材活用セミナー 2026年1月29日（木）
- 有料 誤った労災保険請求手続きを行わないために 2026年2月5日（木）
- 有料 法改正セミナー 2026年2月9日（月）
- 有料 高齢者雇用の実務 実践Q&A 2026年2月12日（木）
- 有料 年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ 2026年2月26日（木）
- 有料 36協定集中講座 2026年2月26日（木）

（2）資格関係

- 有料 化学物質製造取り扱い事業所での「リスクアセスメント担当者」養成研修 12月10日（水）
- 有料 安全管理者選任時研修（第4回） 2026年1月14日（水）～15日（木）
- 有料 衛生管理者受験準備講習会（第5回） 2026年2月18日（水）～20日（金）
- 有料 衛生推進者養成講習（第3回） 2026年3月10日（火）
- 有料 新入者等安全衛生教育担当者の研修会 2026年3月11日（水）

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに隨時掲載いたしますので、ご確認お願いします。）

心のふれあう健康サービスを目指して

一人ひとりに広く、深く。

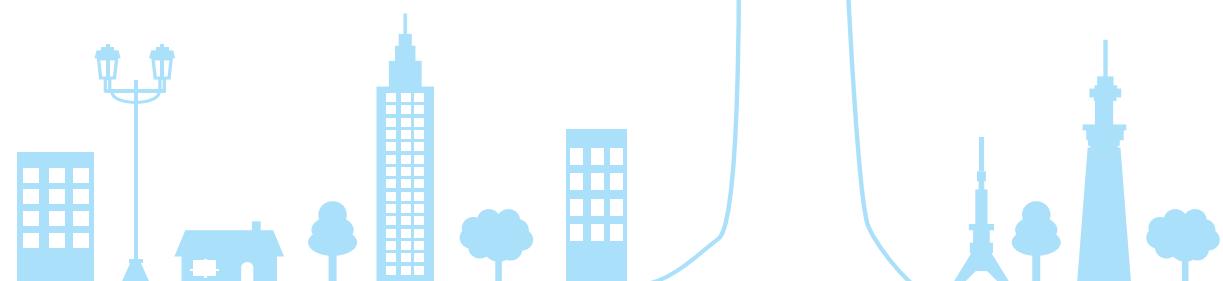
トータルに健康をサポートしています。

1. 法定健康診断(巡回健診)
2. 生活習慣病(成人病)健康診断
3. 特殊健康診断
4. 肺がん・大腸がん検診
5. 骨密度測定
6. 全国ネットワーク健診
7. 医療機関紹介
8. 健康管理のご相談

健康のご相談・お問い合わせは

TEL : 03-3530-2132

Fax : 03-5399-0507



一般社団法人 労働保健協会

東京都板橋区若木2丁目14番3号

<http://www.roudouhokenkyoukai.or.jp/>

みなと みた

令和7年11月号 令和7年11月15日発行(年6回発行) 第29巻第6号通巻第172号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力] 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710